

## 緑区高津戸町地区で令和5年3月13日から「高津戸乗合タクシー」の運行を開始します！ ～公共交通不便地域におけるデマンド型交通導入検討に向けた社会実験～

千葉市では、公共交通不便地域での施策検討を行うため、緑区高津戸町地区をモデル地区に選定し、地域の方々とデマンド型交通導入による効果等の検証を目的とした社会実験の実施に向けて検討を進めてきました。

このたび、国土交通省関東運輸局から乗合旅客運送事業の許可があり、社会実験の運行開始日が決定しましたので、お知らせします。

### 1 運行開始日

令和5年3月13日（月）

※運行開始日の初便の時間については、出発式の詳細と合わせて調整中のため、改めてお知らせします。

### 2 運行計画概要

#### (1) 名称

高津戸乗合タクシー

#### (2) 運行事業者

株式会社鹿野西岬タクシー

#### (3) 運行概要（詳細は別紙参照）

ア 運行期間 令和5年3月13日（月）～令和6年3月31日（日）

イ 対象者 事前登録および予約した方

ウ 運行日 毎週月・金曜日（年末年始12/29～1/3は運休）

エ 運行便 午前2便（1往復）、午後2便（1往復） 計4便

オ 停留所 住宅地停留所7カ所、施設停留所6カ所

カ 料金 大人500円/便、小学生250円/便

回数券：24枚綴り（1枚250円、6,000円分）販売額5,000円

### 3 これまでの経緯

令和3年 2月 第4回千葉市地域公共交通活性化協議会で公共交通不便地域における施策検討のモデル地区を緑区高津戸町北部等とすることを決定

令和3年 7月 地元有志による、地域特性及び移動需要を考慮した持続可能な地域交通を検討する交通対策協議会設立

令和4年10月 公募型プロポーザル方式による運行事業者募集開始

12月 運行事業者を株式会社鹿野西岬タクシーに決定、契約締結

令和5年 1月 国土交通省関東運輸局から運行事業者に対し、道路運送法第21条に基づく一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送事業の許可